

会社分割に関する事前備置書類

2021 年 6 月 30 日

レイズネクスト株式会社

2021 年 6 月 30 日

神奈川県横浜市中区桜木町一丁目 1 番地 8

レイズネクスト株式会社

代表取締役 毛利 照彦

吸収分割にかかる事前開示書面

(分割会社／会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書類)

1. 吸収分割契約の内容

レイズネクスト株式会社（以下「分割会社」といいます。）および ENEOS トレーディング株式会社（以下「承継会社」といいます。）が 2021 年 6 月 10 日付で締結した吸収分割契約（以下「本件分割契約」といいます。）の内容は、別紙 1 のとおりです。なお、本件分割契約に基づく吸収分割（以下「本件分割」といいます。）は、分割会社においては、会社法第 784 条第 2 項に定める簡易分割となり、承継会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易分割となります。

2. 分割対価の定め相当性等に関する事項

本件分割に際しては、本件分割契約に従い、承継会社は分割会社に対して承継する権利義務に代わる対価（以下「本件対価」といいます。）として、現金 215,234,010 円を交付する予定です。本件対価の額につきましては、下記のとおり、独立した第三者算定機関に事業価値の算定を依頼した上で、両社協議の上、対価を決定いたしました。

(1) 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

本件対価のうち、本件分割の対象事業の事業価値算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、分割会社はダフ・アンド・フェルプス(株)（以下「D&P」といいます。）を独立した第三者算定機関として選定し、事業価値の算定を依頼しました。

D&P は、当社、ENEOS 株式会社および承継会社の関連当事者には該当せず、本件分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(2) 算定の概要

D&P は、本件分割の対象事業の事業価値（以下「本件事業価値」といいます。）を、将来の事業活動において獲得することが見込まれるキャッシュ・フローに基づいたディスカунテッド・キャッシュ・フロー法を用いて算定しました。

D&P は、分割会社から提供を受けた財務予測が、現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提として算定を実施しており、それらの財務予測の正確性、妥当性および実現可能性等について責任を負うものではありません。また、D&P は、分割会社から提供を受けたその他の情報および一般に公開された情報等を採用しておりますが、それらの内容が正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を実施しておりません。

D&P は、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。したがって、本件事業価値

の算定に関する状況の変化によって、D&P の算定結果が影響を受けることがあります。D&P は算定結果を修正、変更または補足する義務を負いません。

なお、D&P の算定結果は、D&P が分割会社の依頼により、当社の取締役会が本件対価を決定するための参考に資することを唯一の目的として当社に提出したものであり、当該算定結果は、D&P が上記の本件対価の公正性について意見を表明するものではありません。

当社が D&P に依頼した事業価値の算定結果を参考に、本件分割の対象事業である、分割会社の SS 受託部の事業の状況、将来の見通し等を総合的に勘案し、当社は ENEOS 株式会社および承継会社と慎重に協議・交渉を重ねました。その結果、本件事業価値に、当社から承継会社に移管する固定資産の価額を加えたものを、吸収分割の対価としました。

3. 株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 分割会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）からご覧いただけます。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 承継会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

7. 分割会社の債務および承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 分割会社の 2021 年 3 月末日現在の連結貸借対照表における資産の額は、97,121,987 千円、負債の

額は、23,231,810 千円、純資産の額は 73,890,168 千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。以上により、本件分割の効力発生日までに分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、分割会社の債務については、本件分割効力発生日以後も、債務の履行の見込みがあるものと判断いたします。

- (2) 承継会社の 2021 年 3 月末日現在の貸借対照表における資産の額は、31,240,665 千円、負債の額は、15,420,568 千円、純資産の額は 15,820,096 千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。以上により、本件分割の効力発生日までに承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、承継会社の債務については、本件分割効力発生日以後も、債務の履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

040000

日本橋MD1826

サービスステーション工務事業に関する吸収分割契約書

レイズネクスト株式会社（以下「甲」という。）及びENEOSTレーディング株式会社（以下「乙」という。）は、甲のサービスステーション工務事業及びこれに付帯関連する事業（以下「対象事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）について、2021年6月10日付で、以下のとおり、対象事業に関する吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （本吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第2条第29号に定める吸収分割により、対象事業に関して有する第3条第1項に定める承継対象権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 （甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所はそれぞれ以下のとおりである。

甲： （商号） レイズネクスト株式会社
（住所） 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地8
乙： （商号） ENEOSTレーディング株式会社
（住所） 東京都中央区日本橋一丁目3番13号

第3条 （承継する権利義務）

1. 本吸収分割に際し、乙が甲から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務等（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」のとおりとする。
2. 本吸収分割により甲から乙に承継される債務その他の義務の引受けについては、全て免責的債務引受の方法によるものとする。

第4条 （本吸収分割に際して交付する金銭等）

1. 乙は、本吸収分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価（以下「本件対価」という。）として金215,234,010円を甲に対して支払う。
2. 乙は、本件対価を、本吸収分割の効力発生日（第6条において規定する。）に、次記の甲指定の銀行口座に現金を振り込む方法により支払うものとする。本件対価の振込手数料は乙の負担とする。

<甲指定口座>

金融機関 みずほ銀行 横浜法人支店
口座番号 当座) 1314360
名義人 レイズネクスト株式会社

第5条 (乙の資本金及び準備金に関する事項)

本吸収分割により、乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第6条 (本効力発生日)

本吸収分割の効力発生日(以下「本効力発生日」という。)は、2021年10月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により、必要と認めるときは、甲乙協議の上、本効力発生日を変更することができる。

第7条 (吸収分割契約の承認)

1. 甲は、会社法第784条第2項に基づき、本契約について同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第2項に基づき、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本吸収分割を行う。

第8条 (善管注意義務)

甲は、本契約の締結日から本効力発生日までの間において、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行う。

第9条 (公租公課等の負担)

承継対象権利義務に関する公租公課等は、本効力発生日の前日までは甲が、本効力発生日以後は乙が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

第10条 (本契約の変更及び解除)

本契約の締結日から本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態及び経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、本効力発生日の前日までに、本吸収分割の実行のために必要となる関係官庁の認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

第12条 (裁判管轄)

本契約に関連する甲と乙の間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、
甲乙協議の上、これを決定する。

以上を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各自署名又は記名捺印の上、各1通を
保有する。

2021年6月10日

甲： 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地8
レイズネクスト株式会社
代表取締役社長 毛利 照彦



乙： 東京都中央区日本橋一丁目3番13号
ENEOSトレーディング株式会社
代表取締役社長 田畑 敬敏



承継権利義務明細表

本吸収分割に際し、乙が甲から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務等は、本効力発生日において対象事業のみに属する以下に掲げる資産、債務・負債、契約その他の権利義務とする。但し、権利義務の承継に関係官庁等の承認等又は契約相手方その他の第三者の承諾等を要するものは、当該承認等又は承諾等の取得を条件とする。

1. 資産

(1) 下記リストに定める固定資産

勘定科目名	資産テキスト	資本化日付	期首取得価額 (円)	9/30帳簿価額 (見込・円)
建物	事務所改装工事	2012/6/30	1,929,000	496,130
建物	セキュリティ対策工事に伴う改修工事	2015/5/31	300,000	120,468
建物	セキュリティ対策工事に伴う改修工事	2015/5/31	120,000	48,187
工具器具備品	端末制御装置(入退出管理システム)	2015/5/31	507,100	1

(2) 下記リストに定める事務所・執務室および駐車場敷金

使用形態	支店	敷金(円)
事務所・執務室	北海道	914,022
	東北	1,782,307
	中部	3,991,056
	中国	4,404,000
	九州	3,271,319
駐車場	東北	23,760
	東北	23,760
	中国	60,000
	九州	99,000
合計		14,569,224

(3) 前各号に掲げるほか、本吸収分割により契約上の地位を承継する契約に基づく債権(但し、以下に掲げるものを除く。)

- ① 本効力発生日の前日までに甲が当該契約に基づく反対債務の履行を完了している債権
- ② 本効力発生日の前日までに発生した事由に起因する損害賠償債権、補償債権その他の偶発債権

2. 負債

本吸収分割により契約上の地位を承継する契約に基づく債務(但し、以下に掲げるものを除く。)

- ① 本効力発生日の前日までに当該契約の相手方が当該契約に基づく反対債務の履行を完了している債務
- ② 本効力発生日の前日までに発生した事由に起因する損害賠償債務、補償債務その他の偶発債務

3. 雇用契約以外の契約

別添1に掲げる対象事業のみに関する契約に係る契約上の地位

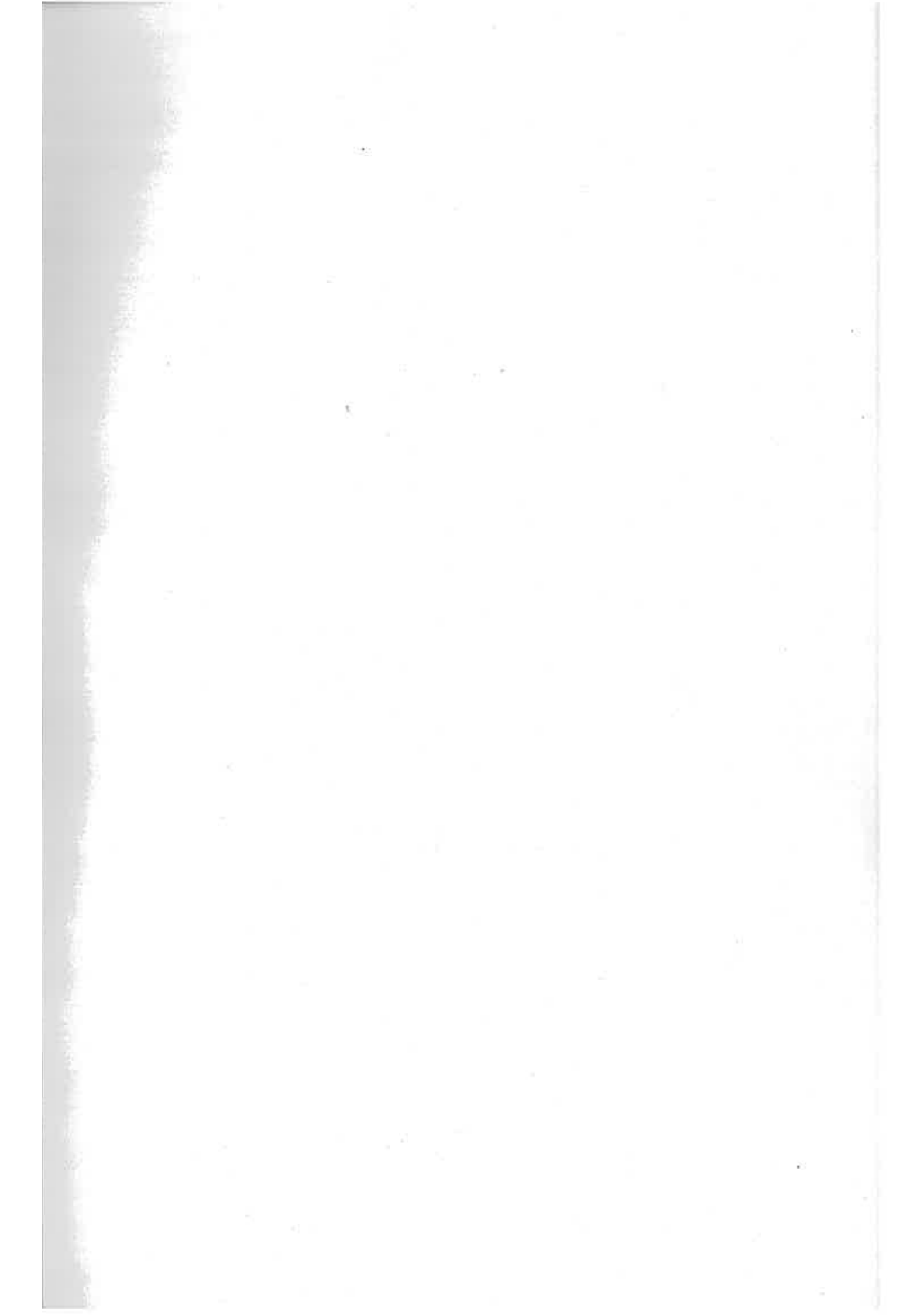
4. 雇用契約

本効力発生日の直前に、甲のオーナーズエンジニアリング事業部SS受託部（同部に属する各グループを含む）に所属する従業員（社員、シニア社員、契約社員および専門社員）との雇用契約

以 上

承継対象契約又は取引

相手方	取引又は契約の内容
CBRE	2018年3月30日付業務委託契約書
CBRE	2021年2月24日付覚書（期間延長）
NIPPO	2013年2月26日付業務委託基本契約書
NIPPO	2021年3月31日付覚書（委託料改定）
ENEOS（北海道）	2019年12月12日覚書（地位の承継等）
ENEOS（北海道）	2010年9月30日付事務所転貸借契約書
ENEOS（東北）	2010年9月30日付事務室・倉庫転貸借契約書
ENEOS（東北）	2011年11月16日付覚書（転貸借料・保証金敷金変更）
ENEOS（東北）	2019年7月31日付覚書（転貸借料・敷金変更）
有限会社津田商店（東北）	2019年6月21日付駐車場賃貸借契約書
ENEOS（関1）	2015年9月4日付同居に係る覚書
ENEOS（関1）	2020年5月25日付覚書（賃料改定）
ENEOS（関2）	2015年9月4日付同居に係る覚書
ENEOS（関2）	2020年6月8日付同居に係る変更覚書
ENEOS（関3）	2018年12月26日付同居賃料に係る覚書
ENEOS（関3）	2020年6月1日付同居に関する覚書
ENEOS（東京）	2015年9月4日同居に係る覚書
ENEOS（東京）	2020年6月8日付覚書（賃料改定）
ENEOS（中部）	2006年10月1日付事務所転貸借契約書
ENEOS（中部）	2014年9月24日付覚書（転貸借料・敷金変更）
ENEOS（大阪12）	2020年5月28日付同居承諾確認書
ENEOS（大阪12）	2021年5月28日付変更確認書
ENEOS（大阪12）	2013年9月（日付空白）駐車場転貸借契約書
NIPPO（中国）	2012年（日付空白）貸室賃貸借契約書
ENEOS不動産（中国）	2021年2月24日付覚書
NIPPO（中国）	2012年（日付空白）自動車定期駐車契約書
NIPPO（中国）	2019年5月15日覚書・駐車場解約計算書
（株）中外燐寸社	2019年8月1日駐車場使用契約書
（株）中外燐寸社	2021年1月29日駐車場使用に係わる覚書
ENEOS不動産（中国）	2020年3月31日付清掃業務請負契約書
ENEOS不動産（中国）	2021年2月24日付覚書
ENEOS（九州）	2010年7月16日付貸室転貸借契約書
ENEOS（九州）	2011年8月5日付覚書敷金変更
ENEOS（九州）	2014年9月30日付貸室転貸借契約書
ENEOS（九州）	2021年4月23日付貸室転貸借契約に関する確認書
博多リバレイン管理	2020年2月4日付市営川端地下駐車場定期駐車券代金の銀行口座振込申請書
福岡商事（九州）	2015年6月5日付駐車場使用契約書
株式会社MECX	2020年6月16日自動車リース契約 福岡503に6777
株式会社MECX	2021年4月1日自動車リース契約 福岡502ほ7566
オリックス自動車	2016年5月12日自動車リース契約 なにわ502す8255
オリックス自動車	2018年1月23日自動車リース契約（条件変更） なにわ502す8255
株式会社MECX	2021年5月6日自動車リース契約 なにわ301め9495
オリックス自動車	2017年5月22日自動車リース契約 広島502ひ4665
オリックス自動車	2019年1月9日自動車リース契約 広島502み3137
トヨタレンタリース宮城	2017年10月17日自動車リース契約 仙台501た0953
トヨタレンタリース宮城	2018年2月21日自動車リース契約 仙台501た7663





第70期

計 算 書 類

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

〔 自 2020年4月 1 日
至 2021年3月31日 〕

E N E O S ト レ ー デ ィ ン グ 株 式 会 社

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

第70期

ENEOSTレーディング株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
資 産 の 部	31,240,665	負 債 の 部	15,420,568
流 動 資 産	(25,106,764)	流 動 負 債	(12,344,146)
現 金 預 金	91,073	買 掛 金	6,539,966
受 取 手 形	8,021	短 期 借 入 金	510,512
売 掛 金	8,485,974	リ ー ス 債 務	27,343
リ ー ス 投 資 資 産	11,109,232	未 払 金	2,031,477
商 品	2,379,925	未 払 法 人 税 等	111,705
貯 蔵 品	1,385	未 払 費 用	562,286
前 渡 金	3,039,353	預 り 金	127,942
前 払 費 用	12,599	賞 与 引 当 金	571,003
そ の 他 の 流 動 資 産	110,870	前 受 金	1,759,979
貸 倒 引 当 金	△ 131,673	そ の 他 の 流 動 負 債	101,929
固 定 資 産	(6,133,900)	固 定 負 債	(3,076,422)
有 形 固 定 資 産	[1,327,871]	リ ー ス 債 務	39,361
建 物	409,220	繰 延 税 金 負 債	86,405
構 築 物	628,206	預 り 保 証 金	956,754
機 械 装 置	72,357	退 職 給 付 引 当 金	1,944,491
工 具 器 具 備 品	59,245	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	49,410
土 地	102,394		
リ ー ス 資 産	41,647	純 資 産 の 部	15,820,096
建 設 仮 勘 定	14,797	株 主 資 本	(13,598,055)
無 形 固 定 資 産	[306,324]	資 本 金	[330,000]
商 標 権	466	資 本 剰 余 金	[647,890]
ソ フ ト ウ ェ ア	259,653	資 本 準 備 金	330,000
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	34,888	そ の 他 資 本 剰 余 金	317,890
リ ー ス 資 産	11,316	利 益 剰 余 金	[12,620,165]
投 資 そ の 他 の 資 産	[4,499,704]	利 益 準 備 金	82,500
投 資 有 価 証 券	3,307,024	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,537,665
関 係 会 社 株 式	634,350	別 途 積 立 金	707,400
差 入 保 証 金	460,566	繰 越 利 益 剰 余 金	11,830,265
長 期 前 払 費 用	18,803		
そ の 他 の 投 資	137,850	評 価 ・ 換 算 差 額 等	(2,222,040)
貸 倒 引 当 金	△ 58,890	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	[2,222,040]
資 産 合 計	31,240,665	負 債 お よ び 純 資 産 合 計	31,240,665

損 益 計 算 書

（ 自 2020年4月 1 日
至 2021年3月31日 ）

第70期

ENEOSTレーディング株式会社

	千円	千円
売 上 高		50,180,532
売 上 原 価		42,119,352
売 上 総 利 益		<u>8,061,179</u>
販売費および一般管理費		5,828,807
営 業 利 益		<u>2,232,371</u>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,765	
受 取 配 当 金	16,406	
雑 収 入	9,042	30,214
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,376	
雑 損 失	3,485	9,862
経 常 利 益		<u>2,252,723</u>
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	111,711	111,711
税 引 前 当 期 純 利 益		2,141,012
法人税、住民税および事業税		660,163
法 人 税 等 調 整 額		29,211
当 期 純 利 益		<u><u>1,451,636</u></u>

株主資本等変動計算書

第70期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
ENEOSトレーディング株式会社

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計	
						別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	千円 330,000	千円 330,000	千円 317,890	千円 647,890	千円 82,500	千円 707,400	千円 11,234,040	千円 12,023,940	千円 13,001,830
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	△855,412	△855,412	△855,412
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	－	1,451,636	1,451,636	1,451,636
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	－	596,224	596,224	596,224
当 期 末 残 高	330,000	330,000	317,890	647,890	82,500	707,400	11,830,265	12,620,165	13,598,055

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	
当 期 首 残 高	千円 634,107	千円 13,635,938
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当	－	△855,412
当 期 純 利 益	－	1,451,636
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,587,933	1,587,933
当 期 変 動 額 合 計	1,587,933	2,184,157
当 期 末 残 高	2,222,040	15,820,096

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

①有価証券の評価基準および評価方法

ア. 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

イ. その他有価証券

時価のあるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

②たな卸資産の評価基準および評価方法

ア. 自動車機器商品は、移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

イ. その他商品は、先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

ウ. 貯蔵品は、個別法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 1998年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した

(リース資産を除く) 建物附属設備および構築物は定額法、その他の有形固定資産は定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3年 ～ 44年

構 築 物 2年 ～ 49年

工具器具備品 2年 ～ 20年

②無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務費用は、その発生事業年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生事業年度の翌事業年度から費用処理しております。

④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法を採用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

②連結納税制度の適用

E N E O S ホールディングス株式会社を連結納税主体とする連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,336,617 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

①金銭債権

ア. 短期金銭債権 998,687 千円

イ. 長期金銭債権 32,899 千円

②金銭債務

ア. 短期金銭債務 807,718 千円

(3) 偶発債務

2020年7月、公正取引委員会（以下、公取委）による当社への下請取引に関する調査が開始され2021年5月時点において調査継続中です。

従来から行っていたエアクリンフィルタ、ワイパーブレード等の報奨企画等において発生した一部取引が不当な経済上の利益提供要請等下請法に抵触する可能性が示唆されております。

当社においては、親会社のE N E O S 株式会社と連携のうえ、公取委調査への対応を継続するとともに、同法への抵触が懸念される取引の精査を行っております。

下請法に抵触する場合は、返金等は正対応により損失が発生する可能性があります。現時点においては、公取委から問題取引の最終的な特定および調査終了時期の説明はないため、金額を合理的に算定する事はできません。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

①営業取引

ア. 売上高 6,830,827 千円

イ. 仕入高 838,795 千円

ウ. 一般管理費 616,502 千円

②営業取引以外の取引 4,121 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 70,001 株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2020年6月30日開催の株主総会において承認され、次のとおり配当いたしました。

ア. 配当金の総額 855,412 千円

イ. 配当の原資 利益剰余金

ウ. 1株当たり配当額 12,220 円

エ. 基準日 2020年 3 月 31 日

オ. 効力発生日 2020年 7 月 1 日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	595,403 千円
賞与引当金	174,841 千円
貸倒引当金	39,008 千円
ゴルフ会員権評価損	49,862 千円
未払事業税	23,735 千円
その他	116,853 千円
繰延税金資産小計	999,705 千円
評価性引当額	△ 113,690 千円
繰延税金資産合計	886,014 千円
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	△ 972,419 千円
繰延税金負債 合計	△ 972,419 千円
繰延税金負債の純額	△ 86,405 千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金計画に照らして、余裕資金発生時には、ENEOSファイナンス株式会社に運転資金を預託するとともに、運転資金必要時にはENEOSファイナンス株式会社より借入を受けております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
	千円	千円	千円
①売掛金	8,485,974	8,485,974	—
②リース投資資産	11,109,232	11,044,738	△ 64,494
③投資有価証券			
其他有価証券	3,305,024	3,305,024	—
④買掛金	(6,539,966)	(6,539,966)	—
⑤短期借入金	(510,512)	(510,512)	—
⑥リース債務(*2)	(66,705)	(50,164)	△ 16,540
⑦未払金	(2,031,477)	(2,031,477)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 流動負債および固定負債の合計を表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方式および有価証券に関する事項

①売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②リース投資資産

リース投資資産の時価については、元利金の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④買掛金、⑤短期借入金、および⑦未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額2,000千円)および、関係会社株式(貸借対照表計上額634,350千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ENEOSホールディングス株式会社	被所有間接100%	—	連結納税等	連結納税による個別帰属額	千円 521,581	未払金	千円 521,581
親会社	ENEOS株式会社	被所有直接100%	有り	販売促進企画等	販売促進企画等(*1)	6,185,198	売掛金	886,568
				販売商品の仕入	販売商品の仕入等(*1)	104,862	前受金	1,633,018
				事業資金の借入	債務被保証(*2)	510,512	買掛金 —	26,495

1 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 取引条件ないし取引条件の決定方法

(*1) ENEOS株式会社に対する取引については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(*2) 借入に対して債務保証を受けているものであり、保証料は支払っておりません。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ENEOSファイナンス株式会社	—	—	事業資金の借入・預託	資金の返済(*1)	千円 693,934	短期借入金	千円 510,512
親会社の子会社	JXアイティソリューション株式会社	—	—	リース取引	リース料の受取(*2)	231,084	リース投資資産	473,812
親会社の子会社	株式会社NIPPO	—	—	建設工事	ゴルフ練習場の改修工事(*3)	799,070	未払金	878,977
親会社の子会社	株式会社ENEOSフロンティア	—	—	当社商品の販売	自動車関連商品の販売等(*4)	8,742,436	売掛金	1,336,706
				リース取引	リース料の受取(*5)	1,084,886	リース投資資産	3,370,788
親会社の子会社	株式会社ENEOSスカイサービス	—	—	リース取引	リース料の受取(*6)	92,196	リース投資資産	558,102
親会社の子会社	株式会社ENEOSウイング	—	—	リース取引	リース料の受取(*7)	430,661	リース投資資産	400,168
親会社の子会社	Jリーフ株式会社	—	—	割賦販売	割賦売上(*8)	647,145	売掛金	674,805
					植物工場設備の購入(*9)		前渡金	1,397,842

1 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 取引条件ないし取引条件の決定方法

(*1) 資金の短期借入および預託金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

当社はENEOSファイナンス株式会社より運転資金の借入を行う一方、余裕資金が発生した場合は日々これを借入金の返済に充当しております。よって取引金額については借入と返済をネット表示しております。

(*2) JXアイティソリューション株式会社に対するリース取引については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

- (※3) 株式会社N I P P Oに対する建設工事については、複数の施工業者から見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先および価格を決定しております。
- (※4) 株式会社E N E O S フロンティアに対する自動車関連商品等の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
- (※5) 株式会社E N E O S フロンティアに対するリース取引については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
- (※6) 株式会社E N E O S スカイサービスに対するリース取引については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
- (※7) 株式会社E N E O S ウイングに対するリース取引については、再リースが行われることを前提に市場金利を勘案して決定しております。
- (※8) Jリーフ株式会社に対する割賦販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
- (※9) Jリーフ株式会社に対する植物工場設備の購入については、市場の実勢価格を勘案して発注先および価格を決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	225,998 円	14 銭
(2) 1株当たりの当期純利益	20,737 円	37 銭

9. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第 70 期

事業報告

自 2020年4月 1日
至 2021年3月31日

ENEOS トレーディング株式会社

第 7 0 期 事 業 報 告

〔 自 2020年4月 1日
至 2021年3月31日 〕

1. 当社の現況に関する事項（2021年3月31日現在）

（1）事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による4月の緊急事態宣言の発令を受け、企業収益や個人消費が急速に悪化しました。その後、緊急事態宣言の解除により、社会経済活動は再開されましたが、年末にかけて再び緊急事態宣言が発令される等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

この間の国内石油需要は、低燃費自動車の普及による構造的な変化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による経済全体への影響から大きく減少しました。このような状況の下、当社は、当期の目標として売上高493億2,477万円および経常利益20億9,463万円を掲げ、この目標を達成すべく、「販売力の強化」、「業務効率化」および「企業理念の浸透」の三つを全社方針として取り組んでまいりました。

全社方針の取り組み状況につきまして、一つ目の「販売力強化」は、昨年4月1日付で本社組織を商品別組織から機能別・顧客別組織に大きく改正するとともに、新設した新商品開発担当部門において、全社員から新商品・新規事業の提案を募集し、新たな商品を開発・リリースをすることができました。また、支店組織において販売担当者を増員するとともに、取扱商品の商品情報・取引状況・販売成功事例等、販売力強化の土台となる部分の情報整理と共有化に取り組みました。二つ目の「業務効率化」は、各支店で所管していた顧客からの受発注業務を、本社組織に設置したカスタマーセンターに集約し、業務効率の向上と人員体制の見直しを実施しました。三つ目の「企業理念の浸透」は、昨年4月1日付で制定した当社独自の企業理念を全従業員に浸透すべく、役員が各部・支店・事業所・子会社の全ての部門を訪問するなど、継続的な取り組みを実施しました。

<特約店SS販売部門>

SSおよび特約店向けの販売業務を所管している「特約店SS販売部門」については、SSにおけるカーメンテ商品の増販支援策「いつでもいつものカーメンテ」を強力に推し進めましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、SS店頭での対面による販売活動が大きく制限され、極めて厳しい環境下での販売活動を余儀なくされました。

その様な環境下、カーメンテ商品販売においては、商品の市場競争力を高めるべく、主力カーメンテ商品のラインナップ見直しおよび仕入先の再選定・合理化を進めることで、粗利単価の改善に取り組みました。特に、手洗い洗車およびコーティング関連商品は、ラインナップの強化が奏功したことに加えて、洗車需要が堅調に推移したこと、また、軽油添加剤は、2020年3月にボトルデザインを一新し、特約店およびSSに対するリニューアルキャンペーンを推進したことで、それぞれ売上高・粗利益ともに好調に推移しました。

また、SS機器販売においては、ENEOS株式会社の施策であるEneJet施策およびENEOS Laundry（SSとコインランドリーの併設事業）の推進に伴い、SS看板類、ランドリー機器および溶剤等の関連商材を受注することができました。

以上の結果、「特約店SS販売部門」については、主要なENEOSブランド商品が新型コロナウイルス感染症による影響から総じて減販したこと等により、売上高・粗利益はともに前期を下回る結果とな

りました。

<法人販売部門>

ENEOS特約店以外の需要家向けの販売業務を所管している「法人販売部門」については、法人向けのガス機器および非常用発電機等の関連商材が拡販できたことに加えて、Jリーフ株式会社の工場設備の割賦販売受注が寄与し、売上高は好調に推移しました。

潤滑油機能品販売においては、エンジンオイルのAPI規格の改定に伴い、主要な販売先であるカーショップにおける在庫調整のための買い控えによって販売数量が大きく減少し、前期を大幅に下回りました。一方、スクアテック商品は、新型コロナウイルスのワクチン製造の原材料としてのスクワレン需要が拡大し、販売数量が大きく伸張しました。

また、同部門が所管するゴルフ施設等運営事業については、ゴルフがコロナ禍における「3密」を避けやすい屋外スポーツであることが認知されたことにより、来客数は比較的順調に推移しました。さらに、中古ゴルフショップ（ゴルフパートナー）については、粗利益率の高い中古ゴルフ用品のラインナップを充実させることにより売上高・粗利益ともに好調に推移しました。

以上の結果、「法人販売部門」の売上高については前期を上回ったものの、粗利益については、潤滑油の大幅な減販およびエコフィール等の一部機器需要の減退により、前期を若干下回る結果となりました。

<企画制作部門>

ENEOSグループからの各種請負業務および旅行業務を所管している「企画制作部門」については、ENEOSグループ向け請負業務において、ENEOSカーリースおよびエネアポ予約等の新施策の推進関連業務を限なく取り込み、感染症対策ツールの供給体制を早期に整備し継続販売に努めました。しかしながら、前期に受注した東京2020大会の各種販売促進用品やSSユニフォームのデザイン変更に伴う特需の反動により、売上高・粗利益は、ともに前期を大幅に下回る結果となりました。

また、旅行業務では、新型コロナウイルス感染症による催事・旅行等の各種イベント自粛の影響を受けるなど非常に厳しい環境が影響し、売上高・粗利益ともに大幅に前期を下回りました。

以上の結果、「企画制作部門」の売上高・粗利益は、ともに前期を大きく下回る結果となりました。

<中央販売研修センター>

最後に、「中央販売研修センター」につきましては、ENEOS株式会社からSS従業員に対する研修業務を受託し、ENEOS系列SSの競争力の向上に貢献するべく、SS管理者を対象とした階層別研修、自動車整備士・危険物取扱者の資格取得研修、カーメンテ関連の技術力向上研修を行っております。

当期においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、研修計画の大幅な見直しを余儀なくされたものの、徹底した感染予防対策を実施したうえで、リモートを併用しながら研修の実施に努めました。

以上の結果、当期における業績は、当社の主力事業であるENEOSブランド商品の販売不振等により、売上高・経常利益・当期純利益それぞれ前期を大幅に下回る結果となりましたが、ENEOSブランド商品の仕入見直しによるコスト低減およびENEOS株式会社による新施策の浸透に向けた需要を限なく取り込んだ結果、売上高は、501億8,053万円（前期比12.5%減）、経常利益は、22億5,272万円（前期比17.8%減）、当期純利益は、14億5,163万円（前期比15.1%減）と、当期の目標を達成することができました。

(2) 部門別売上高・粗利益

(単位：千円、%)

部 門	売 上 高		粗 利 益	
	当 期	前期比	当 期	前期比
特約店 S S 販売部門	37,198,349	△5.8	6,455,761	△0.5
法人販売部門	8,698,228	7.1	813,533	△4.7
企画制作部門	3,841,353	△58.9	349,284	△75.6
中央販売研修センター	442,600	+5.2	442,600	+5.2
合 計	50,180,532	△12.5	8,061,179	△12.4

(3) 対処すべき課題

今後を展望いたしますと、国内の石油業界を取り巻く環境は、人口減少、低燃費自動車の普及等に伴い、石油製品の需要は構造的に減少し、当社の第一の事業領域である S S 数も引き続き減少傾向で推移すると考えられます。さらに、自動車の I T 化や電動化が今後さらに進展することに伴い、S S での自動車整備需要の減少が予想されるなど当社主力商品の販売環境は、厳しさを増すものと予想されます。

このような状況下において、当社は、①顧客のニーズを的確に捉えた新商品の開発、新しい販売形態への挑戦等の『販売力強化』を継続して行い、②本社に設置したカスタマーセンターへの受発注業務の更なる集約化・WEB化等の『業務改革』を強く推進するとともに、③支店販売担当者および次世代幹部等の『人材育成』を行い、④当社が掲げる企業理念および行動指針を全社員で実践し、具現化することで、お客様、お取引先、従業員、株主等、当社に係わる全てのステークホルダーに寄り添い、必要とされる会社を目指してまいります。

以上により、当社といたしましては、2021年度は、売上高221億5,200万円および経常利益20億67万円を目標として掲げ、この目標を達成するため社員一人ひとりが意欲と情熱をもって、更なる発展に向けて邁進する所存であります。

(注) 2021年度の売上高および経常利益予算については、2021年4月1日以降から適用される「収益認識に関する会計基準」に則り算出・表記しております。

(4) 企業理念および行動指針浸透への取り組み

当社は、2020年4月1日付で当社企業理念および行動指針を制定しました。制定の初年度である当期は、企業理念への「理解・共感を経て浸透を図る」年として、当社役員と従業員とのタウンミーティングの実施、社内共有およびツール類の配布などを行いました。加えて、各部門の事業計画や従業員の評価制度に企業理念を反映させることで、社員一人一人が主体的に取り組むことのできる体制を整備いたしました。

本年度においては、社内に浸透した企業理念を具現化し、お客様をはじめとした全てのステークホルダーへ成果として提供できるよう、引き続きこれらに則った企業活動に努めてまいります。

(5) 損益および財産の状況の推移

(単位：千円)

営業年度 区 分	第 6 7 期 (2017 年度)	第 6 8 期 (2018 年度)	第 6 9 期 (2019 年度)	第 7 0 期 (2020 年度)
売 上 高	49,622,191	55,898,831	57,364,630	50,180,532
経 常 利 益	1,591,079	2,120,857	2,740,092	2,252,723
当 期 純 利 益	974,895	1,208,848	1,710,816	1,451,636
1 株 当 り 当 期 純 利 益	13,926 円	17,269 円	24,439 円	20,737 円
総 資 産	25,456,003	28,006,388	31,428,679	31,240,665

(6) 主要な借入先および借入額

借入先の名称	期末借入金 残高	当該借入先が所有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
ENEOSファイナンス株式会社	510 百万円	—	—

(7) 主要な事業内容

当社は、自動車関連商品、SS用機器・什器および石油製品・石油化学製品の販売、販促企画、記念品・美術工芸品等の販売、洗車機その他各種機器のリース業、LPガス関連商品の販売、旅行業、ゴルフ場・ゴルフ練習場およびENEOS中央販売研修センターの運営管理ならびにSS従業員の教育研修を行っております。

(8) 主要な事業所および従業員の状況

本 社 東京都中央区日本橋一丁目3番13号

支 店 北海道支店、東北支店、関東第1支店（東京都中央区）、
関東第2支店（東京都中央区）、関東第3支店（東京都港区）、東京支店、
中部支店、大阪支店、中国支店、九州支店

従 業 員 数 378名（平均年齢48歳5ヶ月）

(注) 2020年4月1日付で、札幌支店、仙台支店、名古屋支店、広島支店および福岡支店の名称を、それぞれ北海道支店、東北支店、中部支店、中国支店および九州支店に変更いたしました。

(9) 重要な親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社への出資比率	主要な事業内容
ENEOS株式会社	300 億円	100%	石油製品の精製・販売

(注) 同社は、2020年6月25日付で、JXTGエネルギー(株)から商号を変更いたしました。

また、同社は当社の100%親会社であり、利益相反関係にはありません。

(10) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ENEOSリテーリング株式会社	50 百万円	100%	カー用品専門店の経営
ティーエスサービス株式会社	10 百万円	100%	自動車用品の販売

(注) 1. JXリテーリング(株)は、2020年7月1日付で、ENEOSリテーリング(株)に商号を変更いたしました。

2. 2021年4月1日付で、ENEOS(株)から、同社の100%子会社であった
ENEOSゴルフサービス(株)の株式の全てを、株式交換により取得し、当社の100%
子会社といたしました。

2. 当社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 240,000株
(2) 発行済株式の総数 70,001株
(3) 株 主

株 主 名	持 株 数	議決権比率
ENEOS株式会社	70,001株	100%

3. 当社の役員に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 取締役および監査役の氏名、地位、担当等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 畑 敬 敏	社長執行役員	ENEOS リテーリング(株)取締役 ティーエスサービス(株)取締役
取 締 役	大 山 陽 一	常務執行役員	
取 締 役	池 田 満	常務執行役員	
取 締 役	齊 藤 猛		ENEOS(株)取締役常務執行 役員
取 締 役	西 川 慎 二		ENEOS(株)執行役員販売企画 部長
取 締 役	田 中 亮 一		ENEOS(株)リテールサポート部長
取 締 役	高 木 均	執行役員総務人事部長	
取 締 役	岡 田 邦 彦		ENEOS リテーリング(株)取締役 Keeper 技研(株)取締役
常 勤 監 査 役	二 葉 三 靖		ENEOS リテーリング(株)監査役 ティーエスサービス(株)監査役

- (注) 1. 藤山和久氏は、2020年6月30日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、
辞任により監査役を退任いたしました。
2. 大山陽一氏および齊藤 猛氏は、2021年3月31日限りで、辞任により取締役を
退任いたしました。
3. 2021年3月19日開催の臨時株主総会において、同年4月1日付で新たに宮澤 清
氏、古津浩志氏および小池泰弘氏が取締役に選任され、就任いたしました。

4. 当社の会計監査人に関する事項

- (1) 名称
EY新日本有限責任監査法人

5. 当社の内部統制システムの整備に関する決議の内容および当該体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システムの整備に関する決議の内容

当社の会社法第 362 条第 4 項第 6 号に規定する体制（内部統制システム）の整備についての決議の内容は、次のとおりであります。

当社は、ENEOSグループの一員として、「ENEOSグループ理念」のもと、「ENEOSグループ行動基準」を踏まえ、以下の基本方針に基づいて、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、これを運用する。

また、内部統制システムの整備・運用状況を定期的に確認することとし、不備があった場合はこれに適切に対応し、更に、必要に応じてこの基本方針を見直し、もって、内部統制の実効性の確保および不断の改善に努めるものとする。

1. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 国内外を問わず、公正な企業活動を展開し、社会的信頼を向上させるべく、コンプライアンスを徹底するための規程類を適切に整備・運用し、職務上のあらゆる場面において、法令、定款および規程類を遵守する。また、「コンプライアンス規程」その他の規程類に基づく各コンプライアンス活動を体系的かつ計画的に実行し、法令違反行為等の発生防止のために適切な措置を講じる。

(2) 法令違反行為の早期発見および早期是正を図るとともに、法令違反行為の通報者を適切に保護するために、「コンプライアンスホットライン規程」およびENEOSホールディングス株式会社（以下「ENEOSHD」という。）の「ENEOSグループ内部通報制度基本規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。また、内部通報制度の利用その他の適正な方法によって会社に報告した者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないようにするために、こうした取扱いを禁止する旨を「コンプライアンスホットライン規程」その他の規程類に明記するなど、必要な体制を適切に整備・運用する。

(3) 取締役会の適正な運営を図るため、「取締役会規則」および「取締役会付議基準」の定めに従い、取締役会を3ヶ月に1回以上開催し、加えて、必要に応じて臨時に開催して、十分な審議を経て重要な業務執行を決定するとともに、取締役から適切に職務の執行状況につき報告を受ける。

(4) 反社会的勢力との関係を遮断し、企業活動における反社会的勢力の介入を防止するため、「反社会的勢力対応基本規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。

2. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

(1) 職務の執行は原則として文書によることとし、各職制の決裁書類その他の文書の作成・管理等を適切に行うため、「文書規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。

(2) 法令に基づき取締役会議事録を適正に作成する。

(3) 会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、機密情報および個人情報適切に取り扱うとともに、外部からの脅威に対してITシステムを保護するため、「情報セキュリティ基本規程」および「個人情報保護要領」その他の規程類を適切に整備・運用する。また、社内研修などの機会を通じ、従業員に対して、その遵守を徹底する。

(4) 会社法に基づき、事業報告および計算書類を適正に作成する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会において、多額の投資等の重要案件を付議するに当たっては、想定されるリスクを抽出のうえ、当該リスクへの対処方針を明確にする。また、必要に応じ、法務・会計・税務等の外部アドバイザーを起用して、その意見を徴することとする。
- (2) 経済・金融情勢の激変、原油その他資源価格および為替の大幅な変動、大地震の発生等、企業価値を損ねるおそれのある各種リスクを適切に識別・分析し、これに対応するため、「デリバティブ取引（為替）運用要領」、「安全保障貿易管理要領」および「地震対策基本規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。
- (3) 各部門において、組織目的の達成を阻害するリスクに対応するための内部統制を推進することとし、このために必要な体制および規程類を整備・運用する。
- (4) 事業において、安全確保、環境保全および健康の確保を図ることとし、このために必要な体制および規程類を整備・運用する。
- (5) 経営に重大な影響を及ぼす危機・緊急事態が発生した場合に備え、これらの情報を適切に伝達・管理し、損害の発生・拡大を防止するための体制および規程類を整備・運用する。

4. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「組織規程」および「権限規程」において機構、職制、業務分掌ならびに職能別・職制別の決裁事項および決裁権限を定め、効率的に職務を執行する。
- (2) 社長決裁事項については、常務その他の社長指名取締役が、全社的な見地および専門的な見地から社長の意思決定を補佐することにより、適正かつ効率的な意思決定を行う。
- (3) 取締役会決議事項については、原則として事前に社長決裁を経るものとする。
- (4) ENEOSHDの定める長期ビジョンに沿って、中期経営計画において向こう3年間の経営計画を定めるとともに、予算制度・目標管理制度などの経営管理制度を整備・運用する。
- (5) 適切な情報管理、業務の標準化・効率化および内部統制の強化等の観点から、最適なITシステムを構築し、運用する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「ENEOSグループ理念」および「ENEOSグループ行動基準」を踏まえて策定した、「ENEOSTレーディング企業理念」および「ENEOSTレーディング行動指針」について、当社および当社の子会社において、その浸透・徹底を図る。
- (2) 当社の子会社の業務執行案件のうち、当社の取締役会において決議または報告すべき案件については、当社の「取締役会規則」、「取締役会付議基準」および「出資会社管理規程」においてこれを定め、この定めに従い、当社の取締役会において適正に決議または報告する。また、当社および当社の子会社の業務執行案件のうち、ENEOSHDおよびENEOS株式会社（以下「ENEOS」という。）の取締役会および経営会議において決議もしくは決裁または報告すべき案件については、ENEOSHDおよびENEOSの「取締役会規則」および「組織・権限規程」等の定めに従い、適切に決議もしくは決裁または報告する。
- (3) 当社および当社の子会社は、ENEOSグループの運営に関する基本的事項について定めた、ENEOSHDの「ENEOSグループ運営規程」等、ENEOSHDおよびENEOSが定める規程類のうち当社および当社の子会社に適用があるものについて、これを自己の規程類として採択したものとみなし、遵守する。

- (4) ENEOSグループの内部統制に関する制度（コンプライアンスに関する制度および財務報告の信頼性の確保に関する制度を含む）について、当社および当社の子会社の各事業特性を勘案しつつ、当社および当社の子会社を包含したものとしてこれを適切に整備・運用する。
- (5) 当社および当社の子会社の内部統制システムの整備・運用状況を確認するとともに、必要に応じて不備への是正対応について協議することにより、当社および当社の子会社におけるコンプライアンス体制、リスク管理体制、効率的な業務執行体制その他の内部統制システムを適切に整備・運用する。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が定めた監査基準および監査計画を尊重し、監査役が監査を円滑に遂行できるよう、監査環境の整備に協力する。
- (2) 監査役が取締役会、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席するとともに、全ての社長決裁事項について書類を閲覧し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるように必要な措置を講ずるほか、監査役の求める事項について、当社および当社の子会社が適切に報告するための体制を整備・運用する。
- (3) 当社または当社の子会社において、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等を発見したときに、直ちに監査役に当該事実等を報告するため、「コンプライアンスホットライン規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。また、当社の子会社の監査役等が、監査結果等、監査役が求める事項について報告するための体制を整備・運用する。
- (4) 監査役へ報告した者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないようにするため、「コンプライアンスホットライン規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。
- (5) 代表取締役その他の経営陣が監査役と定期的に会合をもち、経営課題等に関して意見交換を行う。
- (6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制および当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、「監査役協議会規則」その他の規程類を適切に整備・運用する。
- (7) 監査役の職務の執行にかかる費用または債務については、監査役からの請求に基づき、当社が適切にこれを負担する。

(注) 当社は、2020年10月27日開催の取締役会において取締役会規則を、2021年1月26日開催の取締役会において内部統制システムの整備・運用に関する基本方針を、それぞれ改正いたしました。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社における内部統制システムの運用状況の概要は、次のとおりであります。

1. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス規程」に基づき、規程類の整備や遵法状況点検を行い、その活動の状況および結果については、コンプライアンス委員会において確認しています。
- (2) 「コンプライアンスホットライン規程」に基づき、弁護士と連携した内部通報制度を整備・運用しています。また、内部通報制度の利用その他の適正な方法によって会社に報告した者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない旨を「コンプライアンスホットライン規程」に明記し、適切に運用しています。
- (3) 「取締役会規則」および「取締役会付議基準」に基づき、当期は10回の取締役会を開催し、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行状況の報告を受けています。
- (4) 「反社会的勢力対応基本規程」に基づき、反社会的勢力との関係遮断のための取引先調査および契約上の措置等を実施しています。

2. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 文書の作成、管理等について定める「文書規程」に基づき、原則として文書により職務を執行し、職制別の決裁書類を作成して、これらを適切に保存・管理しています。
- (2) 法令に基づき取締役会議事録を作成しています。
- (3) 「情報セキュリティ基本規程」および「個人情報保護要領」等に基づき、機密情報および個人情報を含む会社情報を適切に管理しています。
- (4) 会社法に基づき、事業報告および計算書類を適正に作成しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 重要な業務執行案件を取締役会に付議するに当たっては、必要に応じ外部アドバイザーの意見を徴するとともに、想定されるリスクを抽出の上、当該リスクへの対処方針を明確にしています。
- (2) 「デリバティブ取引（為替）運用要領」、「安全保障貿易管理要領」および「地震対策基本規程」等に基づき、企業価値を損ねるおそれのある各種リスクを適切に識別・分析しています。
- (3) 当社社内における内部統制を推進する体制として、内部統制点検を行い、その活動の状況および結果については、コンプライアンス委員会において確認しています。
- (4) 事業における安全確保、環境保全および健康の確保を図るため「安全衛生管理業務要領」、「安全衛生委員会要領」、「品質保証要領」および「EMS要領」を整備し、運用しています。
- (5) 当社または当社の子会社の経営に影響を及ぼすような天災・事故等の危機・緊急事態が発生した場合に備えて「コンプライアンス規程」において、ENEOSの「危機・緊急事態対応規程」を当社に準用するものとして定め、遵守しています。また、大地震が発生した場合における当社の対応体制および従業員の行動指針を定めた「地震対策基本規程」を整備し、運用しています。

4. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「組織規程」および「権限規程」において定められた機構、職制、業務分掌ならびに職能別・職制別の決裁事項および決裁権限に基づき、職務を執行しています。
- (2) 社長決裁に当たっては、常務その他の社長指名取締役は、全社的見地および各役員の専門的見地

から、社長の意思決定を補佐しています。

- (3) 取締役会決議事項については、原則として、事前に社長決裁を経ています。
- (4) 年度予算および数値目標を定めるとともに、取締役会において、その進捗状況について確認しています。
- (5) ENEOSHDの「ENEOSグループITセキュリティ基本要領」に基づき、適切な情報管理および最適なITシステムの構築・運用を行っています。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「ENEOSTレーディング企業理念」および「ENEOSTレーディング行動指針」の浸透・徹底を図るため、「ENEOSTレーディング企業理念」の記載されたカードの配布、当社経営幹部と従業員とのタウンミーティングの実施、各種eラーニングの受講促進および企業理念に関するポータルサイトの運用・利用促進等を実施しています。
- (2) 当社の子会社の重要な業務執行案件については、当社の「取締役会規則」、「取締役会付議基準」および「出資会社管理規程」の定めに従い、当社の取締役会において適正に決議もしくは決裁または報告しています。また、当社および当社の子会社の重要な業務執行案件のうち、ENEOSHDおよびENEOSの取締役会および経営会議において決議もしくは決裁または報告すべき案件については、ENEOSHDおよびENEOSの「取締役会規則」および「組織規程・権限規程」の定めに従い、ENEOSHDおよびENEOSの取締役会および経営会議において適正に決議もしくは決裁または報告しています。
- (3) ENEOSHDの「ENEOSグループ運営規程」その他の規程類（ENEOSの規程類を含む。）のうち、当社および当社の子会社に適用される規程類を定め遵守するとともに、遵守状況についてコンプライアンス委員会において確認しています。
- (4) ENEOSグループの内部統制に関する制度（コンプライアンスに関する制度および財務報告の信頼性の確保に関する制度を含む）について、当社および当社の子会社の各事業特性を勘案しつつ、当社および当社の子会社を包含したものとして適切に整備・運用しています。
- (5) 当社および当社の子会社のコンプライアンス体制、リスク管理体制および効率的な業務執行体制その他の内部統制システムを確保するため、「コンプライアンス規程」、「出資会社管理規程」等の規程類の定めに従い、適切に取り扱っています。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が定めた監査基準および監査計画を尊重し、監査環境の整備に協力しています。
- (2) 監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べるとともに、全ての社長決裁書類を閲覧し、重要な意思決定の過程をおよび業務の執行状況を把握しているほか、監査役の求める事項については、適切に報告しています。
- (3) 重大な法令・定款違反および不正行為の事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等は、直ちに監査役に報告しています。また、「監査役監査基準」の定めに従い、当社および当社の子会社の監査役が連携して監査業務を進めるための体制を整備しております。
- (4) 「コンプライアンスホットライン規程」等に基づき、監査役へ報告した者に対し、不利な取扱いをしていません。
- (5) 監査役が代表取締役その他の経営陣と経営課題等に関する意見交換を行うべく、定期的な会合をもっています。

- (6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制および当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、「監査役協議会規則」等の定めに従い、適切に運用しています。
- (7) 当社は、監査役の職務の執行にかかる費用または債務について、監査役からの請求に基づき、これを負担しています。

以上

監 査 報 告

第70期

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 監査の方法と内容

監査役は、法令、監査役監査基準の定めるところに従い、誠実に監査を実行しました。具体的には、取締役会その他重要な会議に出席して随時意見を述べ、疑問がある場合にはこれについて説明を求めました。また、必要に応じ、取締役、使用人等から職務の執行状況について報告を受けるとともに、重要な決裁書類、報告書の閲覧、本社・現業所・子会社に対する往査の実施等により、業務および財産の状況の調査に努めました。子会社に関しましては、取締役等と意思疎通を図り、必要に応じて経営状況や当面の課題等について報告を受けました。さらに、監査の実効を上げるべく、監査環境の整備に努めました。

また、内部統制システムに関する取締役会決議の内容とその整備・運用状況につきましては、これを重要な監査テーマと考えておりますので、普段から監視・検証に注力しております。なお、財務報告に関する内部統制については、取締役等から評価のプロセスや状況を聴取する一方、EY新日本有限責任監査法人に対し、随時、監査状況に関する説明を求めています。

会計監査につきましては、会計監査人に対し年間の監査計画の説明を求め、日常の監査活動が計画的かつ効率的に進められているか注視するとともに、損益等に重要な影響があると見込まれる会計処理上の問題点に関して会計監査人から随時報告を受けるなど、適正な監査が実施されているか監視および検証いたしました。なお、会計監査人から、独立性を保持し業務品質を確保するための体制が整備されている旨報告を受け、これを確認しております。

監査役は、以上のとおり監査を実行し、当該事業年度の事業報告およびその附属明細書、計算書類およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (3) 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。なお、事業報告に記載されている親会社との取引につき、利益相反関係にはないとした記載は相当であると認めます。
- (4) 計算書類およびその附属明細書について、会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

ENEOSトレーディング株式会社

常 勤 監 査 役

二葉三靖 

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

ENEOSトレーディング株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

山崎 一彦 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

木村 徹 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ENEOSトレーディング株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上